

文部科学省政策評価基本計画

令和 5 年 4 月 1 日文部科学大臣決定

令和 6 年 4 月 1 日 一部改定

令和 8 年 4 月 1 日 一部改定

令和 8 年 8 月 〇 日 一部改定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、令和 5 年 3 月 28 日一部変更）（以下「基本方針」という。）に基づき、文部科学省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

本基本計画の計画期間は令和 5 年度から 5 年間とする。

第 2 政策評価の実施に関する方針

文部科学省における政策評価は、文部科学省が、その所掌する政策について、適時にその政策効果を把握し、必要性、効率性、有効性その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うものである。この政策評価を実施するに当たっては、次の方針に基づくものとする¹。

1. 政策評価の目的

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルの中において、客観的かつ厳格に政策効果を把握・分析し、その結果の政策への適切な反映を図り、かつ、評価結果その他の政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的とする。

具体的には、政策（狭義）²－施策³－事務事業⁴として整理される政策の階層構造とそれらのつながりを明確にした政策体系等に基づき、当該政策所管部局が政策評価を実施する。政策評価を政策のマネジメント・サイクルに組み込み、評価の結果を政策

¹ 研究開発を対象とする評価の実施に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）等を踏まえて行う。

² 「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり（「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承、令和 5 年 3 月 31 日一部改定））。「文部科学省の使命と政策目標」（別紙）に示された政策目標に対応する。

³ 「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方針や対策と捉えられるもの（同ガイドライン）。「文部科学省の使命と政策目標」（別紙）に示された施策目標に対応する。

⁴ 「事務事業」：上記の「具体的な方針や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの（同ガイドライン）。

の立案や改善に十分に生かすことにより、政策の質の向上を図り、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す。

政策評価の実施に当たっては、所管する政策の特性等に応じた効果的な取組を進めていくとともに、実施の過程を通じ、政策形成能力の向上及び職員の意識改革を進め、時代の変化に応じた新たな評価の手法の模索等、政策評価制度の不断の改善等を図る。

2. 政策効果の把握・分析の取組の重点的な実施

社会経済の急速な変化等に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う、機動的かつ柔軟な政策展開を行っていくことが有効である。また、基本方針では、政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが行政の無謬性にとらわれない望ましい行動とされていることに留意する。

このような認識の下、政策評価においては、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視する。

3. 政策の特性を踏まえた評価

文部科学省の政策は、教育、科学技術・学術、スポーツ及び文化と幅広く、しかもこれらは、未来への先行投資とも言えるものであり、効果が発現するまでに長期間を要するものが多い。加えて、地方公共団体をはじめとした多様な政策実施主体が関わることや民間活動の影響ともあいまって、政策とその効果との因果関係が複雑になる特性を持つ。

したがって、政策評価に当たっては、政策体系等を用いて、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、政策効果を把握・分析するとともに、短期的な効果の発現のみに着目するのではなく、長期的な視点で効果を検証したり、政策効果の発現に至るまでの過程に係る指標を代替指標としたりするなど、効果的な評価の実施に努める。また、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所等との連携により、評価を含めた政策手法の調査研究を進めるとともに、民間シンクタンクや外部評価機関を活用するなどして、評価の一層の充実に努める。

4. 政策体系の活用

政策評価を実施するに当たっては、政策－施策－事務事業として整理される政策の階層構造を政策体系として整理する。あわせて、施策と事務事業とをつなぐ達成目標・測定指標を明示し、事務事業の成果がどのように政策・施策に貢献しているのかを明確にすることにより、政策・施策の視点からロジックを整理するとともに、行政事業レビューや審議会等における議論等の政策のマネジメント・サイクルにおいて行われ

ている評価関連作業との連動性を確保する。これにより、政策効果の発現経路が明確になり、政策等の効果をより適切に把握・分析できるようになるとともに、評価関連作業間のずれや重複を排し、得られた情報を政策の見直し・改善に有効に活用できる。これらを通じて、政策評価の実効性を高め、重点的で戦略的な政策等の検討に生かす。

なお、評価の対象を選定するに当たっては、基本方針において、所掌する次のような政策について重点的かつ計画的な評価の実施を図ることが求められていることに留意する。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、文部科学省が所掌する主要な政策
- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 文部科学省において重点的に取り組むこととした政策

また、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努める。

5. 政策評価の方式

政策評価の方式は、基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承、令和5年3月31日一部改定）に記載の方式を踏まえて実施することとするが、効果の検証の手法の進展等を踏まえ、政策の特性等に応じ意思決定に有益な情報が得られるよう、必要に応じて柔軟に見直すこととする。

また、各種政策分野の基本計画等のフォローアップ資料等、政策・施策に関する評価関連資料や行政事業レビューシート等、政策のマネジメント・サイクルにおいて政策等の達成度合い等を評価する資料を作成している場合は、これらを積極的に評価書として活用することとする。なお、評価書が既に簡潔で分かりやすいものとなっている場合には、当該評価書を要旨と兼ねるものとして位置付け得るものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性のほか、公平性や優先性等の観点のうち、適切なものを選択、具体化し、総合的に評価する。その際、前述のとおり、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むこととする。

文部科学省の政策の特性を勘案した、政策評価の観点の適用に当たっての基本的考え方は、次のとおりとする。

1. 必要性

政策効果から見て、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより評価を行う。

2. 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより評価を行う。ただし、文部科学省の所管する教育、科学技術・学術、スポーツ及び文化の各分野は、効果及び便益を経済価値に換算することが困難な政策が多く、効率性の観点からの評価を行う場合は、把握された効果が、政策効果全体を表現する上で適切かどうか、十分に検討する必要がある。

3. 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより評価を行う。

その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、ロジックモデル等により、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討することが必要である。

4. 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより評価を行う。

5. 優先性

当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより評価を行う。

例えば、法律の制定、社会的状況等に起因する当該政策の緊急性、他の政策への波及効果の大きさ、事業の即効性等を明らかにすることにより、当該政策の優先性を示す。

6. 相当性

租税特別措置に関する評価に当たっては、1 から 5 までの観点に加え、補助金、規

制等の他の政策手段でなく、租税特別措置等によることが最適であるか、また、他の政策手段と併せて租税特別措置等を講じようとする場合には、適切な役割分担となっているかを明らかにすることにより評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

政策効果の把握手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いる。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意する。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

なお、政策効果の把握に当たって、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、過重な負担とならないように留意するとともに、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、丁寧にその理解と協力を得るよう努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価の対象とその実施方法は、以下のとおりとする。

1. 新規・拡充事業に関する評価

毎年度、文部科学省所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）第3条第1号から第5号までに掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。

この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）（以下「大綱的指針」という。）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月20日文部科学大臣決定、平成29年4月1日最終改定）（以下「評価指針」という。）等を踏まえて、事

業評価方式により実施するものとする。

また、評価の実施に当たっては、行政事業レビューとの整合性の確保に留意する。

2. 規制に関する評価

毎年度、文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。

3. 租税特別措置等に関する評価

毎年度、文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。

4. その他の事前評価

文部科学省所管行政に係る上記以外の事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）に定めるところにより、事業評価方式により実施する。

第6 事後評価の実施に関する事項

事後評価の対象とその実施方法は、以下のとおりとする。

なお、事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとし、また、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

1. 文部科学省の政策全般に関する評価

「文部科学省の使命と政策目標」（別紙）に掲げる文部科学省の所掌に係る政策について、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策体系等に基づき、実績評価方式を参考としつつ、最も適切な方式により実施する。

その際、教育振興基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、スポーツ基本計画及び文化芸術推進基本計画における目標及び指標との整合性にも留意する。

2. 特定のテーマに関する評価

文部科学省の所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、必要

に応じて政策の実施後に総合評価方式により実施する。

3. 規制に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、事前評価時に定めた時期を踏まえ、事後評価を実施する。

4. 租税特別措置等に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望が認められた措置ごとに、5年後をめぐりとして事後評価を実施する。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

5. その他の事後評価

1及び2に掲げるもののほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官の下開催し、文部科学省が行う政策評価に関する事項について助言を得る。有識者会議の検討事項及び運営に関しては、別に定める。

なお、学識経験者の知見の活用に当たっては、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等に応じて、専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、有識者会議の開催以外の手法を活用することを妨げない。

第8 政策評価の結果の政策への反映等に関する事項

政策体系等を充実して、行政事業レビューや審議会等における議論等の政策のマネジメント・サイクルにおいて行われている評価関連作業との連動性を一層高め、評価・改善のサイクルを一貫させ、政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにする。

また、大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映等を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。

第 9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

1. 評価書等に関する情報の公開

評価書の作成に当たっては、政策評価の結果を検証できるようにするため、可能な限り具体的に記載し、評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにする。また、評価に当たって使用したデータについては、出典等を明らかにする。

評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の公表に当たっては、国民が容易にその内容を把握できるよう、文部科学省ホームページへの掲載等により行う。

2. 政策評価に関する有識者会議における情報の公開

有識者会議は、原則公開とする。

詳細は、別途有識者会議において定める。

第 10 政策評価の実施体制等に関する事項

1. 実施体制

(1) 大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官は、次に掲げる事項について担当する。

- 政策評価に関する重要事項の企画立案の総括整理
 - ・ 基本計画及び実施計画の策定・改定に関する企画立案
 - ・ 政策評価と予算・法令等との連携方策の検討
- 政策体系等や政策所管部局の実施した政策評価の審査
- 政策評価の結果の政策への反映の推進
 - ・ 予算に関連する省議等への参画
 - ・ 政策評価の結果の反映状況に関するヒアリング等を通じた点検・指導
- 管理職職員等に対する政策評価に関する研修会の開催
- 有識者会議の開催

(2) 政策評価担当組織

政策評価担当組織は、大臣官房政策課政策推進室とする。政策推進室は、次に掲げる事項について担当する。

- 所管行政の政策評価に関する基本的事項の企画立案の関係事務
- 評価書の取りまとめ等の政策評価関係事務の総括
- 政策評価の質の向上に係る調査研究・研修会等の各種業務の実施
- 政策評価に関する有識者会議の庶務

なお、政策推進室は、大臣官房会計課等と連携し、政策評価と予算・法令等の連携の推進を図るための各種業務を担当する。

また、研究開発の評価については、大綱的指針及び評価指針等に基づき、政策所管部局が行う評価を科学技術・学術政策局研究開発戦略課が取りまとめる。

(3) 政策所管部局

政策所管部局は、所管する政策について評価を行い、評価書を作成する。

また、評価書の内容を意識し、日々の業務の改善に生かすよう努める。

(4) 局長等会議、筆頭課長等会議

必要に応じ、政策評価に関する主要事項等について局長等会議や筆頭課長等会議に付議する。

2. 職員の評価能力の向上

政策評価は、各部局が主体的に取り組むことが必要であることから、全部局の担当職員の政策評価に係る能力を向上させることを目指す。このため、政策推進室が中心となって、政策評価に関する各種情報を職員に広く、時宜に即して提供するとともに、研修会等を開催するなど、職員の政策評価についての理解促進、意識向上に恒常的に努める。また、管理職職員等を対象とした研修会を開催するなど、政策評価の意義や手法に関する意識改革を図る。

第11 その他政策評価の実施に関する必要な事項

1. 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、政策推進室がその任に当たることとし、文部科学省ホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

2. 地方公共団体等との連携・協力

文部科学省の政策の実施に当たっては、地方公共団体等との密接な連携が不可欠であることから、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し、必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体等との適切な連携・協力を図るものとする。

3. 他の枠組みに基づく評価との整合性

基本計画に基づく政策評価の実施に当たっては、教育振興基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、スポーツ基本計画及び文化芸術推進基本計画のフォローアップ、大綱的指針等に基づく研究開発の評価、行政事業レビューをはじめとした予算執行等に係る取組等の作業と十分な整合性を確保するなど、政策推進室及び関係部局が連携を図り、政策所管部局の過重な負担を避ける。

4. 実施計画

基本計画に定めるもののほか、文部科学省が行う政策評価の実施に関し必要な事項は、実施計画で定める。

第12 基本計画の見直し

基本方針に従い、本基本計画期間を、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的取組の期間と位置付けることとする。

また、試行的取組の結果や政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期間内においても所要の見直しを行う。

また、「文部科学省の使命と政策目標」（別紙）についても、評価を積み重ねていく中で、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

施策目標 1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進

施策目標 1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化

施策目標 1-3 児童生徒等の健やかな体の育成

施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上

施策目標 1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進

政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力や豊かな心を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

施策目標 2-1 確かな学力の育成

施策目標 2-2 豊かな心の育成

施策目標 2-3 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標 2-4 魅力ある教員の養成・確保

施策目標 2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標 2-7 幼児教育の振興

施策目標 2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

施策目標 3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係構築する。

施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標 7 Society-5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策・科学技術・イノベーション政策の転換に向けた対応

企業・大学・公的研究機関等の多様な主体の連携や国際ネットワークの構築等を戦略的に推進することにより、社会の諸課題への確に対応するとともにイノベーションの創出を図る。

科学とビジネスの近接化に対応したイノベーション・エコシステムの高度化、戦略的な科学技術外交を通じた基礎研究から社会実装までのあらゆる段階での国際ネットワークの構築による科学技術・イノベーション政策の転換に取り組む。

施策目標 7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成
産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

施策目標 7-2 様々な社会課題を解決するための総合知の活用
国際ネットワークの構築

施策目標 7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標 8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
知の基盤としての「科学の再興」

科学技術・イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤の強化、研究のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する。基礎研究力の強化による「科学の再興」の実現に向けて、新たな研究分野の開拓・先導、国際的な最新の研究動向のけん引、国内外や次世代が魅力的に感じる環境の発展・整備を図る。

施策目標 8-1 科学技術・イノベーションを担う人材力の強化
多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

施策目標 8-2 基礎研究・学術研究の振興

施策目標 8-3 オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進
AI for Scienceによる科学研究の革新

施策目標 8-4 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現
研究施設・設備、研究資金等の改革

施策目標 8-5 多様で厚みある研究大学群の形成

政策目標 9 未来社会に向けた価値創造の取組と経済・社会的課題への対応
重要技術領域における研究開発等の推進

国内外で顕在化している重要政策課題に対応する基盤・応用分野における研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。国家競争力と経済安全保障を支える基盤技術として重要技術領域における研究開発等を戦略的に推進する。

施策目標 9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化

施策目標 9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応

施策目標 9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応

施策目標 9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応
地震・火山・防災に関する課題への対応

施策目標 9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進
海洋・極域に関する課題への対応

施策目標 9-6 宇宙・航空に関する課題への対応

施策目標 9-7 原子力分野の研究開発・人材育成の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

政策目標11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

施策目標11-1 東京大会を契機とした共生社会の実現、
多様な主体によるスポーツ参画の実現

施策目標11-2 東京大会のレガシーを継承した
持続可能な競技力向上体制の構築

施策目標11-3 スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化

施策目標11-4 スポーツを通じた社会課題の解決

政策目標12 文化芸術の振興

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

施策目標12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実

施策目標12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現

施策目標12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現

施策目標12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進